

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成24年度末までに147件の不服の裁定事件が係属し、146件が終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表2-3-1、付録4（171ページ）参照）。

平成24年度に公害等調整委員会が受け付けた不服の裁定事件は、3件であり、前年度から繰り越された1件を加えた計4件が24年度に係属した。（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成25年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法		1	12	4	14	0	31
採 石 法		4	16	0	22	0	42
森 林 法		0	1	3	3	0	7
農 地 法		0	1	1	0	1	3
海 岸 法		0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	0	8
河 川 法		0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法		5	15	5	15	0	40
都 市 計 画 法		0	7	0	1	0	8
そ の 他		0	0	2	0	0	2
計		10	59	16	60	1	146

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成25年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 平成24年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人	処 分 庁	申 請 受付年月日	処理状況
平成22年 (フ) 第3号	栃木県那須塩原市戸田 字那須東原地先内の砂 利採取計画不認可処分 に対する取消裁定申請 事件	栃木県業者 1社	栃木県 知事	平成 22.12.16	平成 24.6.6 棄却
平成24年 (フ) 第1号	北海道石狩市花川東地 先内の砂利採取計画不 認可処分に対する取消 裁定申請事件	北海道業者 1社	北海道 知事	平成 24.6.8	平成 25.3.11 棄却
平成24年 (フ) 第2号	宮城県岩沼市押分字西 土手地内の賃借権設定 不許可処分に対する取 消裁定申請事件	宮城県業者 1社	宮城県 知事	平成 24.8.23	係属中
平成25年 (フ) 第1号	宮城県岩沼市押分字西 土手地内の原状回復等 の措置命令に対する取 消裁定申請事件	宮城県業者 1社	宮城県 知事	平成 25.3.1	平成 25.3.15 送付

第1節 平成24年度に係属した不服の裁定事件

平成24年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成22年(フ)第3号事件)

(1) 原処分の概要

栃木県知事は、申請人からされた栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成22年10月20日付で、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、砂利採取後の利用目的が公共の福祉に反するとして不認可の処分を行ったが、申請人は、内閣府令に基づく基準に則って射撃場を運営するものであり、他人に危害を及ぼし、公共の福祉に反するものではないとして、平成22年12月16日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成23年1月24日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成24年6月6日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年12月16日 裁定申請受付
平成23年1月24日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
平成24年3月19日 第1回審理期日
6月6日 裁定
6月24日 裁定書の正本を申請人に送達
6月24日 裁定書の正本を処分庁に送達
6月28日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第2号）

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成22年(フ)第3号 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

栃木県知事が申請人に対し平成22年10月20日付けでした砂利採取計画不認可処分を取り消す、との裁定を求める。

2 処分庁

主文と同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

申請人が処分庁に対し、平成22年2月19日、栃木県那須塩原市戸田字那須東原地内の土地の掘削に関する砂利採取計画につき、砂利採取法第16条の規定による認可の申請をしたのに対し、処分庁は、栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱の審査基準に適合せず、砂利採取法第19条の不認可事由に該当するとして、平成22年10月20日付けで不認可の処分をした。

本件は、申請人が、上記申請は、栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱の例外規定に該当し、かつ、申請の内容についても砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないことから、上記不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)

2 北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (平成24年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

北海道知事は、申請人からされた北海道石狩市花川東地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成24年6月1日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の規定に反し、砂利採取法第19条の規定に該当しているとして不認可の処分を行ったが、申請人は、かかる不認可処分は違法であるとして、平成24年6月8日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成24年7月5日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成25年3月11日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成24年6月8日 裁定申請受付
 7月5日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
 平成25年2月21日 第1回審理期日
 3月11日 裁定
 3月14日 裁定書の正本を処分庁に送達
 3月15日 裁定書の正本を申請人に送達

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成24年(フ)第1号 北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁 定
 (当事者の表示省略)
 主 文
 申請人の本件裁定申請を棄却する。
 事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対して平成24年6月1日付けでした砂利採取計画不認可処分を取り消す、との裁定を求める。

2 処分庁

主文と同旨
第2 事案の概要

本件は、申請人が砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）16条に基づいて行った砂利採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分をしたことについて、申請人が、当該不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)

3 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件 (平成24年（フ）第2号事件)

(1) 原処分の概要

宮城県知事は、申請人からされた宮城県岩沼市押分字西土手地内に係る農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対し、平成24年7月4日付けで、不許可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、所有権を有している者全員の同意を得ていないとして不許可の処分を行ったが、申請人は、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、平成24年8月23日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成24年9月27日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成24年8月23日 裁定申請受付

9月27日 裁定申請書の副本を処分庁に送達

4 宮城県岩沼市押分字西土手地内の原状回復等の措置命令に対する取消裁定申請事件 (平成25年（フ）第1号事件)

(1) 原処分の概要

宮城県知事は、申請人に対し、平成24年12月28日付けで、農地法第51条第1項の規定による原状回復等の措置命令を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人が無許可にもかかわらず農地転用を継続しているとして原状回復等の措置命令を行ったが、申請人は、本件土地に関する農地法第5条の申請に対する不許可処分については、未だ審理中（平成24年（フ）第2号事件）であるとして、平

成25年3月1日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

公害等調整委員会は、平成25年3月15日付けで、裁定申請書等を農林水産大臣（東北地方農政局）に送付する旨を決定した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

- 平成25年3月1日 裁定申請受付
- 3月15日 農林水産大臣（東北地方農政局）への送付を決定
- 3月19日 農林水産大臣（東北地方農政局）へ送付
- 3月19日 上記決定を申請人に通知

第2節 平成24年度に係属した執行停止申立事件

平成24年度に係属した執行停止申立事件は、次のとおりである。

1 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分執行停止申立事件

（平成24年（テ）第1号事件）

(1) 申立ての概要

申請人は、平成24年11月19日付けで、公調委平成24年（フ）第2号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件に係る原状回復等の措置命令の執行停止の申立てを行った。

(2) 手続等の概要

裁定委員会は、平成24年12月10日、申立てを却下する旨を決定した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

- 平成24年11月19日 執行停止申立書受付
- 12月10日 上記申立てを却下する旨決定
- 12月11日 上記決定を申立人に通知

(3) 決定書

決定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成24年（テ）第1号 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分執行停止申立事件

決 定
（当事者の表示省略）
主 文
本件申立てを却下する。
理 由

第1 本件申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

処分庁が申立人に対して、平成24年11月9日にした弁明通知書によって行おうとしている「本件農地の原状回復その他違反を是正するために必要な措置を1月以内にとる旨の命令」の手続の全部の停止

（以下省略）